主 文原判決を破棄する。 被告人は無罪。

理 由

弁護人伊藤増一の控訴趣意第一点について。

同第二点について、

当審で取調べたA及びBの各証明書謄本並に巡査Cの復命書謄本と本件被告人の司法警察員及び副検事に対する各供述調書を総合すれば、被告人は当初朝鮮に帰る積りでその手続をして単身大阪の住居を出て長崎県の収容所へ入つたがやがて帰国を思い止まりそこを脱出して右Aの配下に人夫となりBの主宰するD株式会社の工事に従事する等九州地方において働いており遂に韓国へ帰らなかつたことが認められるから昭和二七年一月頃大阪に帰つて来たのは九州地方から帰来したものであって、韓国から来たものでないとみるを相当とする。従つて、被告人が本邦に密入国したとする原審の認定には誤があるから、刑事訴訟法第三九七条第一項第三八二条第四〇〇条に則り原判決を破棄し、改めて、本件公訴事実は犯罪の証明がないものとし、同法第三三六条第四〇四条に則り主文のように判決をする。

(裁判長判事 荻野益三郎 判事 梶田幸治 判事 井関照夫)